

# 11 下 水 道 部



## 公共下水道の進捗状況

### 1 普及率

本市の公共下水道事業は、昭和33年度(1958年度)に川面処理区の下水道法による事業計画の認可を受けて開始した。

現在、全市域のうち河川等を除く区域の面積約3,582haを公共下水道による整備区域とし、単独公共下水道(約1,361ha 全体の約38%)の四つの処理区(南吹田、川面、庄内、十八条)と安威川流域関連公共下水道(約2,221ha 全体の約62%)の一つの処理区(中央処理区)として事業を実施している。

平成25年度(2013年度)末の汚水整備状況として、人口普及率で99.9%、面積普及率で97.3%、雨水整備状況としては、計画区域の53.0%が完了している。

今後の汚水整備については、引き続き未整備地域の解消に努める。雨水整備については、近年の集中豪雨による浸水被害の軽減のため、未整備地域の解消や雨水レベルアップ整備事業を進めていく。

終末処理場においては、更なる放流水質の向上のため、合流式下水道の改善や高度処理に取り組んでいく。

また、標準耐用年数を超える管渠や終末処理場設備などの増加が見込まれることから、老朽化に起因する道路陥没や機能停止を未然に防止するために計画的な改築更新を進めていく。

公共下水道計画及び処理可能面積

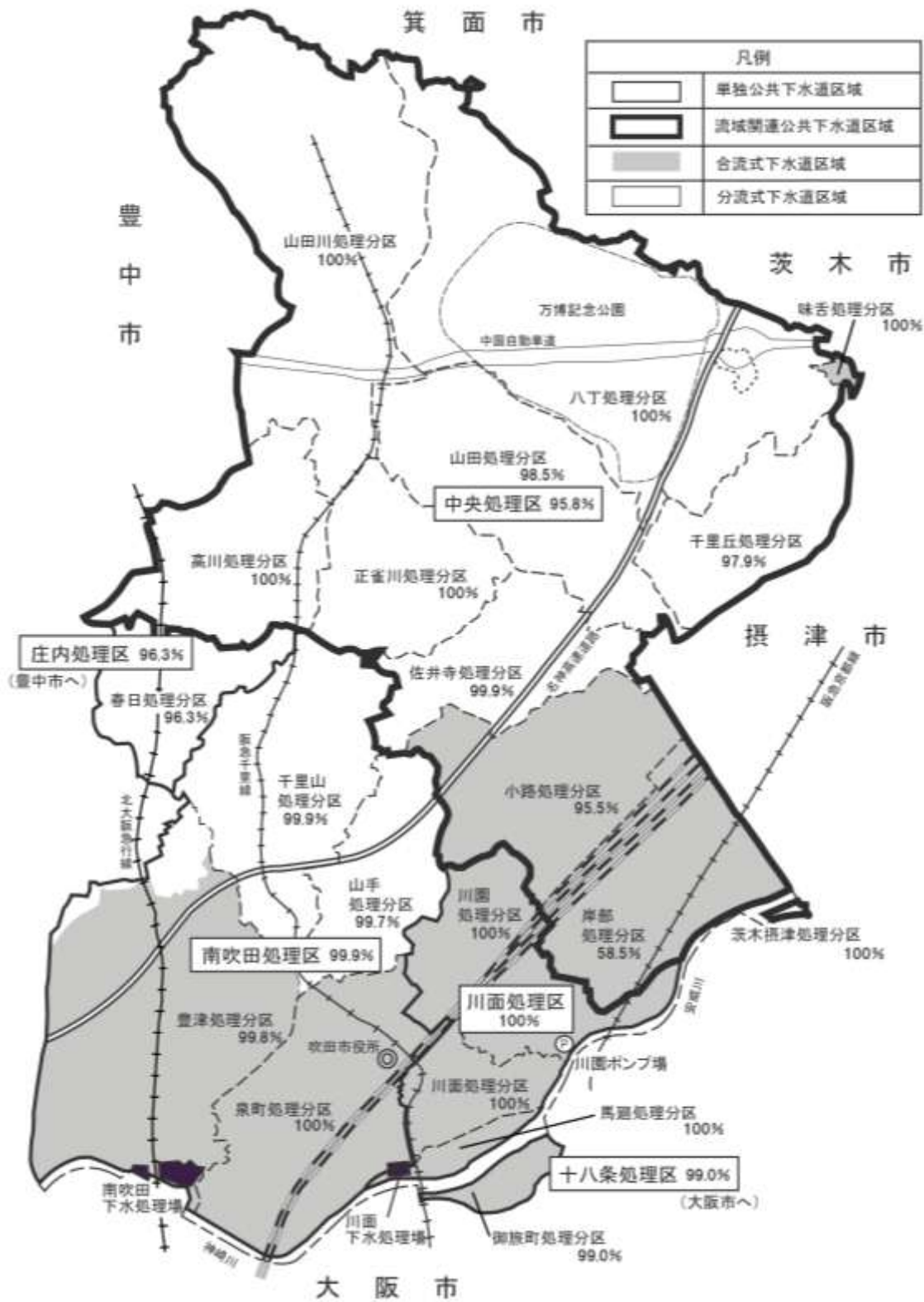
平成26年(2014年)3月31日現在

処 理 区 名	処理分区名	計画処理 面 積 (ha)	計画人口 (人)	平成25年度(2013年度)		備 考
				処理面積 (ha)	面 積 普 及 率 (%)	
川 面	川 面	65.6	9,720	65.6	100.0	合流式
	川 園	153.3	20,810	153.3	100.0	〃
	馬 廻	21.2	1,370	21.2	100.0	〃
	小 計	240.1	31,900	240.1	100.0	
南吹田	泉 町	243.4	23,440	243.4	100.0	合流式
	豊 津	384.1	42,930	383.5	99.8	合流式一部分流式
	山 手	130.5	16,070	130.2	99.8	分流式
	千 里 山	227.8	26,350	227.5	99.9	〃
小 計	985.9	108,790	984.6	99.9		
庄 内	春 日	106.1	20,000	102.2	96.3	分流式
十八条	御 旅 町	29.4	1,290	29.1	99.0	合流式
中 央	八 丁	531.0	13,838	531.0	100.0	分流式
	山 田	241.9	35,645	238.3	98.5	〃
	千 里 丘	142.5	20,985	139.5	97.9	〃
	岸 部	183.5	13,686	107.4	58.5	合流式
	茨木・摂津	1.3	185	1.3	100.0	分流式
	味 舌	4.5	135	4.5	100.0	合流式
	山 田 川	442.0	32,837	442.0	100.0	分流式
	小 路	215.1	24,019	205.3	95.4	合流式
	高 川	169.0	19,090	169.0	100.0	分流式
	正 雀 川	150.0	11,590	150.0	100.0	〃
	佐 井 寺	139.9	22,340	139.8	99.9	〃
小 計	2,220.6	194,350	2,128.1	100.0		
合 計	3,582.0	356,330	3,484.0	97.3		

(注) 面積普及率=処理面積÷計画処理面積×100、各面積は四捨五入しているため合計と一致しません。

公共下水道計画図

面積普及率 97.3% 平成26年(2014年)3月31日現在



## 2 管渠の布設状況

年度	区分	国補助事業 (m)	府補助事業 (m)	市単独事業 (m)	計 (m)	面積普及率 (%)
平成23(2011)		1,146	0	3,366	4,512	97.3
〃 24(2012)		3,692	0	2,495	6,187	97.3
〃 25(2013)		3,396	0	1,473	4,869	97.3

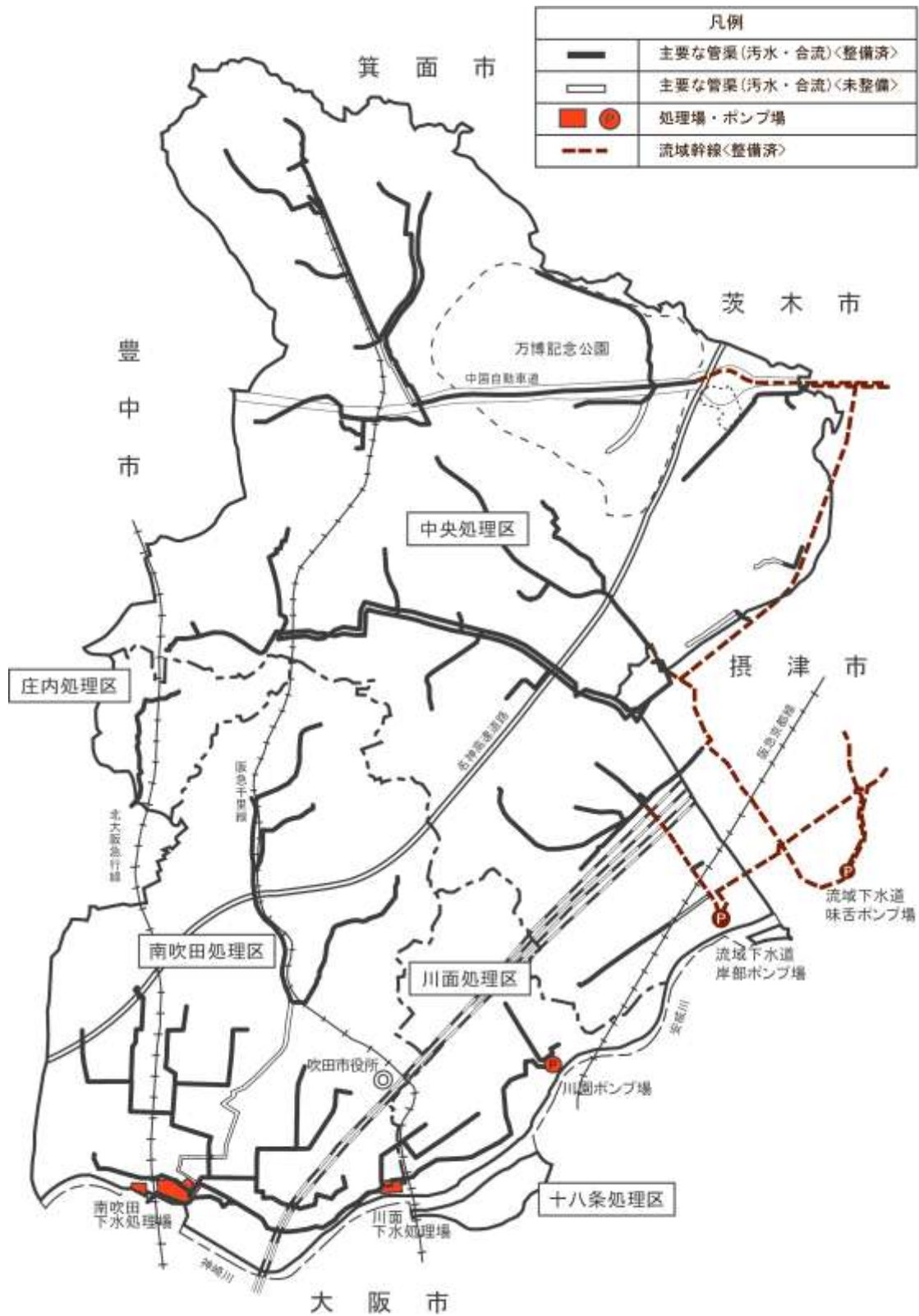
### 下水処理場

下水処理場名	川	面	南	吹	田
位 置	川岸町22番1号		南吹田5丁目35番1号及び 大阪市淀川区十八条1丁目		
敷地面積	1.86ha		5.84ha		
建築面積	2,989㎡		26,122㎡		
延べ床面積	4,303㎡		39,253㎡		
計画処理区域	240ha		986ha		
計画処理人口	30,900人		115,000人		
計画処理水量	24,600㎥/日		72,200㎥/日		
供用開始 (高級処理開始)	昭和46年(1971年)7月		昭和48年(1973年)7月		
排除方式	合流式		合流式(一部分流式)		
処理方法	活性汚泥法		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活性汚泥法</li> <li>・凝集剤併用型ステップ流入式</li> <li>多段硝化脱窒法</li> </ul>		
職員数 (再任用・臨時雇用員含む)	4人		17人		

※正雀下水処理場は平成25年(2013年)9月末をもって運転を停止。

吹田市公共下水道  
 処理施設等と主要管渠（污水・合流）

平成26年(2014年)3月31日現在



## 水洗化普及対策

### 1 水洗化の推移

年 度	行政人口（人）	供用開始人口（人）	普 及 率（%）
平成23(2011)	354,053	353,356	99.8
〃 24(2012)	356,768	356,114	99.8
〃 25(2013)	360,007	359,414	99.8

### 2 水洗便所改造費融資あっせん

水洗便所に改造するときは、市のあっせんにより金融機関から融資を受け、月賦で返済することができる。ただし、新・増設は融資及び改造費助成金の対象外。

- (1) 融資限度額 大便器 1 個につき 500,000円以内（くみ取り便所）  
大便器の数が 2 個以上の場合、  
1 個増すごとに 300,000円を加えた額  
し尿浄化槽 1 槽につき 300,000円以内（し尿浄化槽切替え）  
処理対象人員が10人を超えるし尿浄化槽の場合、  
大便器の設置数が最も多い階の大便器数×  
150,000円+300,000円
- (2) 返済方法 借入れ翌月から元利均等36か月分割払い
- (3) 利 息 アド・オン方式 年 2.5%（実質年利 4.86%）

改造資金融資状況

年 度	融 資 件 数	融 資 金 額（千円）
平成23(2011)	2	592
〃 24(2012)	0	0
〃 25(2013)	0	0

### 3 水洗便所改造費助成金

- (1) 大 便 器 1 個につき10,000円  
浄化槽切替え 1 槽につき10,000円  
処理対象人員10人を超えるし尿浄化槽の場合

（1 槽につき）大便器の設置数が最も多い階の大便器数×10,000円

年 度	助 成 件 数	助 成 金 額（千円）
平成23(2011)	32	610
〃 24(2012)	10	150
〃 25(2013)	15	290



(2) 融資を受けた者に対して、償還完済時に利子相当額を助成金として交付する。

年 度	助 成 件 数	助 成 金 額 (千円)
平成23(2011)	1	23
〃 24(2012)	0	0
〃 25(2013)	0	0

## 安威川流域下水道

### 1 安威川流域下水道の概要

安威川流域下水道は、淀川水系安威川の流域（吹田市、摂津市、茨木市、箕面市、高槻市、豊中市を関係市とする流域）を処理区とした流域下水道で、昭和42年(1967年)9月に都市計画決定及び同事業認可を受け、昭和42年度(1967年度)から事業に着手し、昭和45年(1970年)3月に開催された日本万国博覧会に合わせて、中央処理場（現中央水みらいセンター）で40,000m<sup>3</sup>/日の規模の通水を行った。流域下水道の新設としては全国第1号となり、昭和47年(1972年)7月に供用開始している。

平成24年度(2012年度)末には、人口普及率で99.2%、管渠延長、処理能力については、それぞれ99.9%と84.7%の進捗率となっている。

### 2 処理区と排除方法

中央処理区の排除方法は各河川自然排水が可能な区域は分流式とする。

また、雨水の自然排水が不可能である南部の平坦部は合流式とする。

### 3 排除方式別面積と計画人口（事業計画）

処理区名	分流区域 (ha)	合流区域 (ha)	計 (ha)	計画人口 (人)
中央処理区	5,286.06	2,439.3	7,725.36	573,900

### 4 事業費（事業計画）

中央処理区全体事業費 2,585億円

内訳 { 排水施設 1,280億円  
 処理施設 1,305億円

## 5 安威川流域下水道の関係市面積と比率表（事業計画）

平成26年(2014年)3月31日現在

市名	処 理 区	中央処理区	
		面 積 (ha)	比 率 (%)
吹 田 市	市	2,220.62	28.74
茨 木 市	市	3,353.29	43.41
摂 津 市	市	1,232.77	15.96
箕 面 市	市	653.80	8.46
高 槻 市	市	252.88	3.27
豊 中 市	市	12.00	0.16
	計	7,725.36	100.0



## 受益者負担

### 1 受益者負担金

下水道の整備された区域は、整備されない区域と比較すると生活環境が大幅に改善される。

本市では受益者負担金制度を採用し、下水道の整備によって利益を受ける方から下水道建設事業費の一部として、受益者負担金を徴収している。都市計画法第75条に基づく吹田市下水道事業受益者負担に関する条例及び同施行規則により賦課している。

年度別収入状況

年 度	区 分	件 数	収 入 額 (千円)
	平成23(2011)	624	2,470
	” 24(2012)	535	2,138
	” 25(2013)	736	1,785

### 2 公共下水道整備納入金

#### (1) 目 的

本市において開発事業が行われることにより、その開発人口が公共下水道計画人口を超過する場合に、公共下水道の整備に要する費用に充てるため、公共下水道整備納入金を当該開発事業を行う者に負担させることにより、本市公共下水道事業の整備を図ることを目的とする。

#### (2) 適用範囲

- ア 建築延べ床面積1,000㎡以上の建築物の建設事業
- イ 10戸以上の建築物の建設事業
- ウ 前各号の規模に満たない事業で特に市長の定めるもの

(3) 納 入 金 超過人口 一人当たり 80,000円

(4) 施行期日 昭和55年(1980年)4月1日

#### (5) 収入状況

年 度	区 分	件 数	収 入 額 (千円)
	平成23(2011)	46	311,280
	” 24(2012)	46	300,320
	” 25(2013)	42	179,120

## 下水道使用料

### 1 下水道使用料(1か月につき)

区 分		水 量	現 行 料 金 (円)
一 般 用	基本料金	10m <sup>3</sup> まで	683
	超過料金 (1 m <sup>3</sup> につき)	10m <sup>3</sup> を超え 20m <sup>3</sup> までの分	78
		20m <sup>3</sup> // 30m <sup>3</sup> //	96
		30m <sup>3</sup> // 50m <sup>3</sup> //	115
		50m <sup>3</sup> // 300m <sup>3</sup> //	145
		300m <sup>3</sup> // 1,000m <sup>3</sup> //	174
	1,000m <sup>3</sup> を超える分	224	
公衆浴場用		1 m <sup>3</sup> につき	25
前処理対象用		1 m <sup>3</sup> につき	81

※上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、平成26年6月1日以降に認定した排除汚水量で算定する使用料に適用する。

### 2 水質使用料

工場等から1か月につき、1,000m<sup>3</sup>以上排出する汚水で、一定水質を超える高濃度な汚水については水質使用料が加算される。

水 質 区 分		使 用 料(1 m <sup>3</sup> 当たり)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	200mg/L～300mg/L未満の汚水	7円
	300mg/L以上の汚水	11円に300mg/L以上の部分につき100mg/L増すごとに8円を加えた額
浮遊物質 (SS)	250mg/L～350mg/L未満の汚水	26円
	350mg/L以上の汚水	40円に350mg/L以上の部分につき100mg/L増すごとに29円を加えた額

※上記の表により算定した額に100分の108を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、平成26年6月1日以降に認定した排除汚水量で算定する使用料に適用する。

## 財政の状況

### 1 歳入の推移（決算）

区 分	平成24年度(2012年度)		平成25年度(2013年度)	
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)
使用料及び手数料	4,926,910	42.1	4,907,352	39.6
国庫支出金	796,300	6.8	649,900	5.3
府支出金	0	0.0	0	0.0
繰入金	3,637,218	31.1	3,509,283	28.3
諸収入	416,680	3.5	510,112	4.1
市債	1,629,400	13.9	2,237,900	18.1
繰越金	302,570	2.6	564,319	4.6
計	11,709,078	100.0	12,378,866	100.0

### 2 歳出の推移（決算）

区 分	平成24年度(2012年度)		平成25年度(2013年度)		
	金 額 (千円)	構成比 (%)	金 額 (千円)	構成比 (%)	
下水道管理費	2,778,766	25.0	2,502,553	21.3	
内訳	下水道総務費	920,572	8.3	825,697	7.0
	下水道維持費	265,081	2.4	237,502	2.0
	下水処理場費	1,593,113	14.3	1,439,354	12.3
公共下水道建設費	2,568,868	23.0	2,177,034	18.6	
内訳	管渠築造費	1,375,189	12.3	979,229	8.4
	終末処理場建設費	1,193,679	10.7	1,197,805	10.2
水洗便所普及費	10,302	0.1	5,457	0.1	
流域下水道費	782,855	7.0	991,579	8.5	
公債費	5,003,968	44.9	6,037,704	51.5	
諸支出金	0	0	0	0	
計	11,144,759	100.0	11,714,327	100.0	

## 河川・水路

### 1 河川・水路の現況

本市の河川・水路については市街化の進展により、丘陵地帯のため池や山林などが減少したため、従来これらが果たしていた流量調節機能が弱まり、降雨時には一時に出水する傾向が進んでいる。

本市における河川、水路、ため池についての現状と課題は、次のとおりである。

- (1) 市内の河川は、一級河川として大阪府が管理しており、1時間当たり50mmの降雨に対応できる改修がおおむね完了しているが、一部の河川の治水安全度が上記に満たない箇所、度々溢水による浸水被害が起きており、近年の集中豪雨による浸水対策として、更なる能力アップを府に要望している。
- (2) 水路は計画的に調査・点検を行い、必要に応じ、適切な改築修繕工事、転落防止柵整備工事等を実施している。
- (3) ため池管理者と協力して、ため池の溢水防止等安全対策に努めている。
- (4) 毎年雨期前には、水路、ため池などの重点箇所の点検、幹線水路の清掃を実施している。

### 2 水路関係費

(決算、単位：千円)

年 度	区 分	水 路 維 持 費	水 路 新 設 改 良 費
平成23(2011)		43,781	1,202
” 24(2012)		53,445	20,470
” 25(2013)		53,601	41,109

## 主な河川・水路の図

No	水路名	No	水路名	No	水路名	No	水路名
1	味噌水	10	油谷水	19	岸之本水	28	高畑水
2	トウ東新井	11	ドウ道明寺	20	ト豊津大井	29	シモ下大神木
3	新川水	12	岸部中水	21	イト糸田川上流	30	ウラ車水
4	ショウ小路水	13	テン天道2号	22	コシ芳野水	31	フメ染之井
5	タル垂水	14	シン新田水	23	ツキ月見水	32	ヒロ井池
6	エ江サ坂水	15	ススキ薄谷水	24	タツ薙ヶ池	33	ウマ馬廻
7	オオ大井	16	シン新南水	25	タ田中水		
8	オオ大角	17	サイ才又	26	コ黄金水		
9	アナ穴田	18	カカラ宝水	27	ダイ大神木		

この図はアタリです。別ファイルの分を使用

